

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

日野町の人口は、全国的な傾向と同様に人口減少と少子高齢化が同時に進行することが予測されており、生産年齢人口の減少が危惧されるところである。

本町は、かつて行商で富を成した近江日野商人を輩出した町であり、地場産業である薬業だけでなく、自動車関連産業や物流システム等の機械器具製造、印刷業、運送業など多種多様な企業が操業し、地域経済の基礎となっている。本町の産業構造は、第2次産業、第3次産業が約9割を占める。

町内の中小企業は、慢性的な人手不足や後継者不足等の課題に直面しており、このままの現状を放置すれば、いずれ産業基盤が失われかねない状況にあるといえる。

このことから、町内中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、これらの課題に対応できる足腰の強い産業基盤の構築と地域の雇用の確保、働きやすい環境づくりを進めていくことが急務となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、地域の企業が持続的に発展していくことを目指す。これを実現するための具体的な目標としては、本導入促進基本計画の計画期間内における先端設備等導入促進基本計画の認定数が、6件以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

日野町の産業は、製造業をはじめ、サービス業、農林水産業等と多岐に渡り、多様な業種が日野町内の経済、雇用を支えており、これらの幅広い産業で中小企業の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業における多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

日野町の中小企業は、山間部から市街地に至る広域に立地していることから、広く中小企業の生産性向上を実現するため、本計画の対象区域を日野町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

日野町の産業は、製造業をはじめ、サービス業、農林水産業等と多岐に渡り、多様な業種が日野町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で幅広く中小企業の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、生産性向上に向けた中小企業の取り組みは、自動化の推進、IT 導入による生産現場の業務効率化、省エネの推進など多種多様であることから、本計画における対象業種・事業は、労働生産性が年率 3%以上向上すると見込まれる全業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 4 月 1 月から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

導入促進指針に基づき、3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。